

特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム
「土木と市民社会をつなぐ事業研究会」会則

制定：2019年12月4日

(所属と名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人シビル NPO 連携プラットフォーム(以下 CNCP という)の事業化推進部門に所属し、その名称を「土木と市民社会をつなぐ事業研究会」(略称：CSV 研究会)とする。

(目的)

第2条 本会は、社会的課題の解決を図る事業手法(特にソーシャルビジネス(SB)および企業の共通価値の創造(CSV^{注1}事業)を学習すると共に建設分野における社会的課題の解決を図る事業を広く調査研究し、望ましい活動・事業とは何かを明らかにすることを目的とする。

注1：共通価値の創造(CSV)とは社会的課題を工夫のある事業で解決を図ると共に合わせて企業価値の向上を図る事業を称します。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1)SB および CSV の学習
- (2)社会的課題解決事業の調査
- (3)建設分野で望まれる SB や CSV 等社会的課題解決の活動や事業の整理
- (4)SB および CSV のセミナー開催
- (5)建設大賞の実施
- (6)その他前条の目的を達するための諸活動

(会員)

第4条 本会の会員は CNCP 会員及び前掲第2条の目的に賛同する企業とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は会員の互選により選出する。

- (1) 座長 1名
- (2) 事務局 若干名

(任期)

第6条 役員の任期は一年とするが、継続・再任を妨げない。

(研究会会費)

第7条 本研究会の会費は当面無料とする。会費徴収の必要が生じた際はその都度協議する。その会計処理は CNCP の諸規定に準じて行う。

(成果の帰属およびその発表・利用)

第8条 本研究から生じた著作権等一切の成果は、本会に帰属するものとする。但し、以下に掲げるものはこの限りではない。

(1)本研究会開始時点において、既に自ら保有していたもの。

(2)本研究会開始時点において、既に公知であったもの。

(3)本研究会開始後、第三者から合法的に取得したもの。

第8条二 . 本研究会から得られた成果については、本会の所属組織は自由に発表および利用することができる。

(議事録及び報告)

第9条 本会の議事について、議事録を作成すると共にその概要を別途月間報告書で CNCP 運営会議に報告する。

(研究期間)

第10条 研究期間は4月1日～3月31日とし、単年度毎にフェーズⅠ・Ⅱ・・・とし継続していく。なお、フェーズの継続については年度末に研究会でその都度諮る。

(その他)

第11条 その他に必要な事項は別途定める。本会則に記されていないことで疑義が生じた場合は、研究会でその都度諮り解決するものとする。

以上